

とします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、銀行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第32条（CD・ATMでの利用）

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は銀行に対し、銀行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1) キャッシング1回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第33条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た銀行所定の金融機関の預金口座(以下「お支払い口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、銀行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または銀行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。
2. 前項に基づき銀行がお支払い口座から自動引落しをする場合、銀行は普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。
3. 銀行が本会員に明細(第34条第1項に定めるものをいう。)の発送手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこ

と、もしくは会員がキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき銀行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と銀行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき銀行に支払うべき金額を超えて銀行に対する支払いをした場合、銀行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、銀行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から銀行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は銀行に対し支払うものとします。
5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、銀行が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、銀行が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続を行った時点(会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続を行った日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
6. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、銀行が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続を行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、銀行が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する

際に適用した換算レートは適用されません。

- 7.第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表いたします。なお、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
- 8.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金のほかに、または外貨建のショッピング利用代金に代えて、円貨建のショッピング利用代金の金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されます。)

第34条 (明細)

- 1.銀行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届け出住所への郵送その他銀行所定の方法により通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、銀行は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第35条 (遅延損害金)

- 1.本会員が、会員のカード利用に基づき銀行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき銀行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除

きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い
年14.60%
- ・キャッシングリボ払い
年20.00%
- ・海外キャッシング1回払い
年14.60%
- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い
年6.00%

2.第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

- (1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。
- (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除きます)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

第36条（支払金等の充当順序）

本会員の銀行に対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づき銀行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、銀行所定の順序により銀行が行うものとします。

第37条（銀行の債権譲渡）

銀行は、銀行が必要と認めた場合、銀行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第38条（期限の利益の喪失）

1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた銀行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)においては銀行の請求により、銀行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けた

とき。

- (4) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) 本規約に基づくクレジットカード利用により銀行に対して負担する債務について、保証会社から銀行に対し当該委託に基づく連帯保証の中止または解約の申し出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による中止または解約の申し出を除きます)があったとき。
- (6) 本会員の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- (7) カード改ざん、不正使用等銀行がカードの利用を不適当と認めたとき。
- (8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、銀行において会員の所在が不明となったとき。
- (9) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (10) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- (11) 第42条第4項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)または(8)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

2.第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の銀行に対する債務の支払いを遅滞し、銀行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)または(10)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

第39条 (銀行からの相殺)

- 1.本会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により銀行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と銀行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、銀行はいつでも相殺することができます。この場合、銀行は本会員に対し、書面により通知します。
- 2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第40条 (本会員からの相殺)

- 1.本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により銀行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は銀行に対し、書面により通知します。
- 2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場について銀行の相殺計算実行時の相場を適用するものとし、ます。

第41条（相殺における充当の指定）

- 1.銀行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により銀行に対して負担した債務のほかに銀行に対して債務を負担しているときは、銀行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
- 2.本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により銀行に対して負担した債務のほかに銀行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは銀行が指定することができます。

第42条（退会および会員資格の喪失等）

- 1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、銀行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、銀行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、ます。
- 2.銀行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとし、ます。
- 3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
- 4.会員((9)のときは、(9)に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)においては銀行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、ます。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員

資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うもの
とします。

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その
他会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる
とき。
 - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金
目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状
況が適当でないと銀行が判断したとき。
 - (5) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が
経過したとき。
 - (6) 会員が暴力団員等に該当することが判明したとき。
 - (7) 会員が自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等
を行ったとき。
 - (8) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座
が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れ
があると認め、お支払い口座における取引を停止しまたは
本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約された
とき。
 - (9) 会員が死亡したことを銀行が知ったとき、または会員の
親族等から会員が死亡した旨の連絡が銀行にあったとき。
5. 家族会員は、本会員が、銀行所定の方法により家族会員によ
る家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時を
もって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪
失します。
6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無に
かわらず、銀行は加盟店にカードの無効を通知することが
できるものとします。
7. 第4項または第5項に該当し、銀行が直接または加盟店を通
じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返
還するものとします。
8. 銀行は、第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が
本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは
会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認め
たときには、カードの利用を断ることができるものとします。
9. 会員は、会員資格の取消し後においても、カードを利用しま
たはされたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によっ
て生じたカード利用代金等について全て支払の責を負うもの
とします。

第43条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場

合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2.第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに銀行またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ銀行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を銀行またはJCBに提出した場合、銀行は、本会員に対して銀行またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が第2条に違反したとき。
- (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
- (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
- (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
- (5) 会員が銀行の請求する書類を提出しなかったとき、または銀行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第7条第2項ただし書きの場合を除きます。）。
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
- (8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第44条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

- 1.偽造カード(第2条第1項に基づき両社が発行し銀行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。
- 2.第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

第45条（費用の負担）

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および銀行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第46条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と銀行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または銀行(会員と銀行との間の訴訟の場合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所と

することに同意するものとします。

第47条（準拠法）

会員と両社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第48条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第49条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも銀行に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。

① 銀行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 自己、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

② 自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行

- 為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為

平成26年4月1日現在

○割賦販売法で定める法定用語は、次の通り読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ご利用金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額など
弁済金	弁済額
支払回数	支払区分

〈ご相談窓口〉

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター
 東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部担当役員)を設置しております。

- ・株式会社東邦銀行 営業統括部お客さま相談・CS推進室
 〒960-8633 福島県福島市大町3-25
 024-523-3131

- ・株式会社ジェーシービーお客様相談室
 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22
 青山ライズスクエア
 0120-668-500

〈共同利用会社〉

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

- 株式会社JCBトラベル
 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-22

青山ライズスクエア

利用目的：保険サービス等の提供

〈加盟個人信用情報機関〉

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

●全国銀行個人信用情報センター(KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

●株式会社日本信用情報機構(JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。なお、銀行はKSC、CIC、保証会社はCIC、JCBは、CIC、JICCに加盟しています。

登録情報および登録期間

	CIC	KSC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約にかかる申し込みの事実	当該利用日より6ヶ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヶ月を超えない期間

③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額などの本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無	契約期間中および取引終了日から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続き開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上記の他、KSCについては、不渡り情報(第一回目不渡り発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間)が登録されます。

※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から1年を超えない期間が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下の通りです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	KSC、JICC	※
JICC	KSC、CIC	※
KSC	CIC、JICC	※

※提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

※本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他

の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

ショッピングリボ払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高	
		10万円以下	10万円超10万円ごとに
お支払コース	定額コース	ご指定の金額 (5千円以上1千円単位)*	

※ゴールド会員の場合は1万円以上1千円単位となります。

※指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合 [A]もしくは[B]となります。

[A]新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます。
[B]新カードへお切替の場合は、お切替前の設定元金が引き継がれます。

2. 手数料率

実質年率 15.00%

※会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)
÷ 365日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)
÷ 365日

3. お支払い例

・定額コース1万円、手数料率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

① お支払い元金 10,000円

② 手数料 747円

(7万円×15.00%×26日/365日)

③ 8月10日の弁済金 10,747円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

① お支払い元金 10,000円

② 手数料 764円

(6万円×15.00%×31日/365日)

③ 9月10日の弁済金 10,764円 (①+②)

ショッピング分割払いのご案内

1. 手数料率

実質年率 15.00%

2. 支払回数表

実質年率 15.00%の場合

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合がございます。

3. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を購入した場合

A. 上表に基づく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

B. 上表に基づく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円^{*1}$$

C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円^{*2}$$

(ただし、初回10,518円^{*3}、最終回10,699円^{*4})

D. 分割支払金合計額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) \\ + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

日割計算の手数料

$$100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)

初回支払額 9,450円 + 1,068円 = 10,518円

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割支払元金は、「C.毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例：第2回>

初回支払後残高 100,000円 - 9,450円 = 90,550円

月利計算の手数料 90,550円 × 1.25% = 1,131円

第2回支払元金 10,700円 - 1,131円 = 9,569円

海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いのご案内
<資金使途/自由(ただし、事業資金は除きます)>

名称	利率 (年利)*1	返済方式	返済期間 /返済回数	担保
東邦海外 キャッシング 1回払い	15.00%	元利一括 払い	23～56日 (ただし暦による) 1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	15.00%	毎月元金定 額払い ボーナス併 用払い ボーナス月 のみ元金定 額払い	利用残高および返 済方式に応じ、ご 返済元金と利息を 完済するまでの期 間、回数。なお、ご 利用可能枠の範囲 内で繰り返し借り 入れる場合には、 利用残高が変動す るため、返済期間、 返済回数も変更と なる。 <返済例>貸付金 額10万円で返済 元金1万円の毎月 元金定額払いの場 合、10ヵ月/10回。	不要

*1 1年365日による日割計算(うるう年は366日)

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期

間は101日)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

※ご利用可能枠の範囲内で海外キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いをご利用された場合に、銀行が通知する書面に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、当該書面を通知後にお客様が新規のご利用またはご返済をされた場合は、変動します。

●遅延損害金 東邦海外キャッシング1回払い 年14.60%、
JCBキャッシングリボ払い 年20.00%

<繰上返済方法>

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	海外キャッシ ング1回払い	キャッシング リボ払い	
1.ATMによるご返済	○	×	×	○	銀行のATMおよび提携金融機関のATM等から入金して返済する方法
2.口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3.口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法
4.持参によるご返済	○	○	○	○	銀行に現金を持参して返済する方法

* 全額繰上返済のみとなります。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとしします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとしします。